

## フランス氏名制度小史（一）

その他のタイトル	Short History of Names in French Law (1)
著者	木村 健助
雑誌名	關西大學法學論集
巻	11
号	2
ページ	170-193
発行年	1961-12
URL	<a href="http://hdl.handle.net/10112/00027917">http://hdl.handle.net/10112/00027917</a>

## フランス氏名制度小史(二)

木村健助

今日のフランス法の氏名制度では、各個人が氏 (nom de famille) と名 (prenom) とを組み合わせて称することに定められている。<sup>①</sup> 今では昔のように氏をもたないということはできない。しかし、氏は一つだけに限る。名は、一つでも、または二つ以上でもよいとされている。現在のこのような氏名の制度は、もとより一挙にしてつくりあげられたものではない。純然たる個人的名称であるところの名は、いつの時代においても、それぞれの個人にとって無くてはならないものであって、その本来の性質は時代に従って変わるといふようなものではないが、名の形態とか選名源とかは、多くの変遷を経てきたようである。個人的な名称とは違って、家族的な名称または血縁的な名称である氏は、その発生の始めから、ようやく普及し、やがて固定するにいたるまで、時代に應じて変遷し、フランスの氏名制度発展の歴史はわが国のそれとはいちじるしく異なるところがある。<sup>②</sup>

今日のフランスは、昔のガリアであって、フランス人によってゴールと呼ばれている地域である。古代のガリア人の人名は、いわゆる単名であって、各人が一つだけの名を称したのであった。<sup>③</sup> ガリアが紀元前一世紀の中ごろローマ人の支配に服してから後のガリア・ローマ時代には、ローマ風の氏名制度が移入されて、人名は各人がそれぞれ三つ

の名称を、または二つの名称を組み合わせて用いるようになった。紀元五世紀以後、この地方にゲルマンの一部族フランク人が定住するようになると、ローマ風の氏名制度がすたれて、再び名一つだけの制度に戻ってしまった。このような単名制は、中世を通じて長く実行されたが、この制度では、同じ名が多くなってきて、お互いの間で混同を生ずることを避けられない。そこで、各人の生来の名のほかに、も一つの名をつけて、相互の区別にも便ならしめるような風習が生まれてきた。中世の中ころから次第に用いられるようになったこの種の別の名が、すなわち *surnom* である。あだ名または異名である。 *surnom* は、やがて多くはその人の通称となり、父から子へと継承されるようになって相続的な氏に変わってゆく名称となった。しかし、氏というものがフランス全国にひろまって、一般的な制度として確立したのは、ようやく十八世紀のことである。

以下本稿では、氏について、このような歴史をやや詳しく記述し、また名については、古くからの命名や選名の慣習の変遷を、併せて略述してみたいとおもう。

- ① 木村「フランス法における氏名」(一)本論集六卷四号一頁参照。
- ② 木村「氏名の制度」本論集・関西大学創立七十周年記念特輯号一八五—一八九頁参照。
- ③ Albert Dauzat, *Les noms de famille de France*, 2<sup>e</sup> édition, p. 31.

## 一 ガリア人の名 (紀元前)

ガリア地方には、紀元前早くから主としてケルト人が定住していた。ローマ人はこの地方をガリアと呼んでいた。ガリア地方のケルト人は、紀元前五八—五一年のカエサルの遠征によって征服され、およそ五〇〇年間ローマの支配

を受けていた。この時代がガリア・ローマ時代である。紀元前のガリア人の人名で今日まで伝わっているのは、きわめてその数が少ないが、ローマ人の史記やギリシャ人の旅行記などの中に記され、ことにカエサルの「ガリア戦記」(Commentarii de bello Gallico)には、やや多く見えている。ケルト語の人名は、後にガリア・ローマ時代に入ってから伝統的に用いられていたもので、その時代の墓碑銘や誓願文などにも残されている。<sup>①</sup>

ガリア風の人名には三通りの型があった。<sup>②</sup> 第一の型は単純名(nom simple)である。Cotus, Galba, Liscus, Surnus などで数は少ない。第二の型は複合名(nom composé)である。この型の名は、しばしば見えている。例えば、語尾に -rix がつけ加えられた Cingeto-rix, Eporedo-rix, Orgeto-rix などがそれである。rix は王とか長とかいう意味をもっている。Vercingeto-rix という有名なガリアの將軍の名は、ver- と cinget- と rix の複合でもって、「すぐれた戦士の長」という意味なそうである。<sup>③</sup> ガリアの軍隊をひきいてカエサルのローマ軍と戦い、敗れて捕えられ、後に殺されたと伝えられている將軍の名でもある。第三の型は、転化名(nom dérivé)である。他の人名から転化してつくられた名である。例えば、Caur-illus とか Caur-inus とかは、おそろく Caurus という人名からの転化で、-illus や -inus は小ぢぢと意味の接尾語でもったとゆうことである。前記の Vercingetorix 將軍の父の名は、Celt-illus である。Celtus という実在の人の名があつて、それから転化したものだろうという。また、この Celtillus の兄弟すなわち Vercingetorix の叔父にあたる Gobannitio という人の名は、Gobannit- または Gobannet- とゆう語幹による転化であろうといわれている。<sup>④</sup>

① Paul Lebel, Les noms de personnes, p. 21.

② Lebel, p. 22~23.

- ③ Lebel, p. 23.  
④ Lebel, p. 24.

二 ガリア・ローマ人の氏名（一世紀—五世紀）

ガリア・ローマ時代に入ると、ガリア人は次第にローマ文化の影響を受けて、言語もラテン語が普及するようになった。人名には、もとの通りケルト語が使われて単名制が維持されていたが、しかしやがて人名もラテン風に変ってきた。

ローマ人の人名制度はやや複雑であるが、ここにその典型的な例の一つとして、ローマの有名な人物の名をとってみよう。紀元前二九八年のコンスルだったコルネリウス・キピオの墓碑には、*L. Cornelio Cn. f. Scipio*と刻まれている。これを更に詳細に書き直せば、*Lucius Cornelio Cnaei filius Scipio*となる。この人の子も同じくコルネリウス・キピオと呼ばれて、紀元前二五九年のコンスルであるが、その墓碑銘には *L. Cornelio L. f. Scipio*と記されている。これも、また詳しくは、*Lucius Cornelio Lucii filius Scipio*である。父子二人の名を対照してみると、*Lucius* というのは前名すなわち個人名 (*praenomen*) であるが、前者も後者も同じで、父子同名なのである。 *Cornelio* は氏族名 (*nomen gentilitium*) であるから、もとより父子共通である。前者すなわち父の方の *Cnaei filius* は、*Cnaeus* の子という意味で、前者にとっての父すなわち後者にとっての祖父の名を示すものである。後者すなわち子の方の *Lucii filius* は、いままでもなく父たる前者の子であることを示している。最後の *Scipio* という名は、これまた父子に共通の家族名 (*cognomen*) であって、これがすなわち氏にあたるものである。<sup>①</sup>しかし通例は、父も子も *Lucius*

Cornelius Scipio と三つの名の組み合わせで呼ばれている。更に後にスキピオ一家の一人として紀元前二〇五年にコンスルとなり、アフリカに遠征して、ザマの会戦でハンニバルを撃破したスキピオ・アフリカーヌスは、Publius Cornelius Scipio Africanus であるが、Africanus とするのはアフリカでの戦功によって称するようになった agnomen すなわち美称的な別名である。また、アフリカーヌスの養子は、Publius Cornelius Scipio Aemilianus と呼ばれた。養子は実家を表示する名をつけ加えるのが慣習であって、この場合は実家が gens Aemilia であることが示されている。<sup>③</sup> ローマの人名制度は、いわゆる複名制であるが、しばしば右のような複雑な組み合わせの氏名が用いられた。しかし原則的には、貴族とか市民の上層階級は個人名と氏族名と家族名の三つを組み合わせて称し、ただし女性は個人名と家族名だけを用いた。<sup>④</sup> 平民の間では個人名と家族名の二つのみを結合して各人の名称としたが、平民の中には、個人名一つだけしかもたないものもあった。

フェステル・ド・クランジュによれば、ローマ人の用いた三つの名のうち、第三の名である cognomen は、最初には家族名ではなくて一身専属的な名称だったという。第一の個人名と第二の氏族名だけでは、個人間の混同が生じ易かった。ローマでは、男性の個人名の数がはなはだ少なかったので、同じ個人名を名乗る者が多くなったからである。<sup>⑤</sup> そこで第三の名である cognomen をつけ加える必要を生じたわけである。この第三の名は、沿革的には、その個人の通称として、またはあだ名としてつけられたものであったが、次第に父から子に相続されるようになり、同じ氏族の中での相異なる家族の名称として役立つことになってきた。すなわち第三の名としての家族名の性格を備えるにいたったのである。<sup>⑥</sup> しかし、これら三つの名のほかに更に更に付属的な名がつけ加えられるようになったのが、例えば前記の Africanus のような場合である。この種の名称は agnomen といわれ、その性格が一身専属的な通称であつ

て、後にいたるまでその性格を変えることがなかった。<sup>①</sup>

ガリア・ローマ時代には、右のようなローマ風の人名の称し方がガリア人の間に流入してきた。この新しい人名呼称は一般にガリア・ローマ文化といわれるものの中では、やや後れて始まったようである。ガリア人で早くラテン名を採用したのは、比較的ローマ人と接触が多かった官吏とか商人とか医師などであった。例えば、ガリア人の海運業者でローマ市民権を与えられていた C. Sextus Regulanus や L. Besius Superior の名はそれを示している。<sup>②</sup> リオンの教会で司祭をしていた C. Julius Uercendaridubnos という人は、カエサルの養子だったので、第一第二の名はカエサルのそれを襲用し、第三の名として自分の元のガリア名を保存した。このようにローマ風の三名制を採用しながら、その中にガリア名を組み入れるという例も珍らしいものではなかった。ホルドニーに残っているある墓碑には、当時のある貿易商の名 L. Solimarius Secundinus が刻まれている。また同じくホルドニーで発見された一つの墓碑には、一家三人の肖像が彫刻されて、L. Sec. Cintugnatus とその妻 Cl. Matua およびかれらの娘 Senodonna と記されている。<sup>③</sup> ガリア人の中には、従前通り単名のものも多かったに違いないが、それらのものが、また文字通りにガリア・ローマ折衷で、ラテン語をガリア風に曲げて用いていた。そのような例としては、南フランスのある町に残っていた紀元一世紀ごろのある製陶工場の記録の中には、陶工たちの名として Primos, Secundos, Prutos, Masuetos, Uercundos などと記されている。<sup>④</sup>

① Lebel, p. 30-31;—Fustel de Coulanges, La cité antique, 2<sup>e</sup> édition, p. 122-123.

② Lebel, p. 32;—Fus el de Coulanges, p. 60.

③ Fustel de Coulanges, p. 119-120;—Marcel Planiol, Traité élémentaire de droit civil, 10<sup>e</sup> édition, t. I, no 376.

- ④ Dauzat, p. 31;—Lebel, p. 34.
- ⑤ Riemann et Goelzer, *Grammaire latine complète*, 22e édition, p. 286.
- ⑥ Fustel de coulanges, p. 122-123.
- ⑦ Fustel de Coulanges, p. 123;—cf. Lebel, p. 31.
- ⑧ Lebel, p. 30, 34.
- ⑨ Lebel, p. 34.
- ⑩ Lebel, p. 34-35.

### 三 フランク人の名(五世紀—八世紀)

五世紀末に、西ローマ帝国は滅亡して、ガリアにおけるローマ人の支配も終った。ガリアでは、移動して来たゲルマンの一部族であるフランクがクローヴィス王の下に、フランク王国を形づくることになった。新らしく定住することになった住民の民族的言語に従って、ガリアにおいても、人名の慣習は、また大きな変化を遂げることになった。

最初にガリア地方に移住して来たゲルマン人は、北部には主としてフランク、その他の地域には他の諸部族が居住したが、フランクが次第に勢力をひろげてガリア全域を統一することになったのである。このようにして、フランクの用いていたゲルマン語が年を経るに従ってガリア・ローマ人の間に流通するようになったが、その当時までガリア地方一般の住民の通用語となっていたラテン語を排して、これに代わるといふことはできなかった。フランクは、むしろ、徐々にガリア・ローマ人の文化の影響を受け、その言語においても、一部の地域を除きフランク王国のほとんど全域にわたって、被征服者たるガリア・ローマ人の言語を採用した。ただ若干の用語については自己の言語を移入



した。その最も明らかな実績は地名と人名においてである。特に人名については新しいゲルマン風の名が用いられて、この風習が時を追って普及していったのである。<sup>①</sup>すでに述べたように、古いガリア個有の人名のつけ方は、いわゆる単名制だったのが、ローマ人のガリア征服の後に、ある程度にローマ風が流行して、組み合わせの氏名が用いられるようになっていた。<sup>②</sup>ところが、フランク時代になって、また単名制に復してしまつたのである。単名制は、この地方に移住して来たゲルマン人の旧習にも一致するものだったからである。ゲルマンの人名制も、ガリアの各地方に移動して来た各部族の言語や風俗の相異なるに従つて、それぞれに多少の差異があつたので、部族の定着した地域によつて幾分その影響も違つていたということである。おそらく、最も早くゲルマン人名制をこの地方に移入したのは、フランク王国の貴族階級によつてである。その慣習は年を追つて各階級の間浸透し、前の時代にガリア人が次第にローマ名を採用したのと同じように、ガリア・ローマ人は、フランクの王たちや貴族たちの称していた名を真似て命名するようになり、やがて最も低い階層の間にもこれが及んだといわれる。<sup>④</sup>

ゲルマン名の普及を、年代的にみると、フランク王国建国の当時すなわち五世紀ころには、その普及率は地方によつて一律にはいえないが、また全体の人名のどれだけにもならないが、フランク人の特に多く住居していた地域の教会の名簿の中に記録され始めたということである。<sup>⑤</sup>しかし六世紀に入ると、これらの名簿にその数が増加してきたことがわかる。<sup>⑥</sup>およそ二分の一くらいはゲルマン名だったろうともいわれている。<sup>⑦</sup>もとより、これらのゲルマン名を普及させたのは、ゲルマン人の中でも主としてフランクの力に負うところが大きかったのであるが、ガリア各地方に定着したところの他の三つのゲルマン部族のそれぞれの言語の影響もまた見のがすことはできない。西ゴート族は、五世紀の始めから六世紀の中ころにかけて南部地域に定住して、トゥールーズ地方に多くの人名を導入した。<sup>⑧</sup>ブルグンド

は、五世紀のころから六世紀のころまで、東部地域に占拠して、ある程度にその個有の人名を残している。<sup>①</sup>これらの部族にくらべて、はるかに後にノルマンディに住みついたノルマンは、多くの地名を伝えてはいるが、人名は次第にフランク風に改められて大きな跡をとどめていない。<sup>②</sup>

ゲルマンの人名は、旧ガリア人すなわちケルト人の人名と同じく単名であって、ゲルマンの中でもことにフランクの人名は、その語形のつくり方においてガリア風のそれと一致している。したがって、フランク人名も、大たい三つの形によっている。単純形 (*forme simple*) と複合形 (*forme composée*) と転化形 (*forme dérivée*) とである。<sup>③</sup>これら三種の人名の中で、単純名はその数が少なく、転化名もまた極めて稀で、大多数は複合名であった。五・六世紀ころの人名として伝えられているものを挙げてみると、第一種の単純名では例えば *Ald-* (*vieux*), *Athal*, *Adal-* (*noble*), *Berht*, *Bert*, (*brillant*), *Blank-* (*clair, blanc*), *Boba-* (*filie*), *Hug-* (*courage*), *Mann-* (*homme*), *Ragan*, *Ragin-* (*conseil*), *rik-* (*chef*), *Sar-* (*armure*) など、複合形を簡略化したものが多い。第二種の転化形の人名というのは、おもに接尾語の *-u* や *-in* をつけてつくられるもので、例えば *God-* を語幹として *God-u* とか *God-in* とかいう名となるのである。第三種の複合形に属するものとしては、その実例をフランク王国の初代の王クローヴィス一家にとれば、クローヴィス王の名は *Chlodo-vechus* であり、王妃クローチルドは *Chlot-hildis*, かれらの間の子には *Chlodo-mirus* とか *Chlot-harius* とかいう名がつけられていた。<sup>④</sup>

① Dautz, p. 61;—Lebel, p. 39.

② Dautz, p. 31;—Lebel, p. 31.

③ Dautz, p. 31-32.

- ④ Lebel, p. 48.
- ⑤ Lebel, p. 54;—Dauzat, p. 61-62.
- ⑥ Lebel, p. 54.
- ⑦ Dauzat, p. 61.
- ⑧ Dauzat, p. 60.
- ⑨ Dauzat, p. 60, 61.
- ⑩ Dauzat, p. 62.
- ⑪ Dauzat, p. 62;—cf. Lobel, p. 22-24, 42-47.
- ⑫ Lebel, p. 50.

#### 四 フランス氏名制度の萌芽（八世紀—一〇世紀）

八世紀の中ころ、フランク王国では、ピピンが国王に推され、以後一〇世紀末カペー王朝の創立まで二世紀半はカロリング朝時代である。この時代を通じて、人名制の上に現われた事柄で特筆すべきことが四つあるとおもう。その第一は、ゲルマン名の全国的普及とその後に来た衰運である。第二は、洗礼名に聖徒の名を選ぶことが盛んになってきたことである。第三には、単名をもっては満足されないで、別の名をつけ加える風習が始まったこと、後世の氏の端緒となったいわゆる通称 *surnom* の発生である。第四には、氏名権とも称しうる権利を認める慣習が生じてきたことである。これらの現象を合わせて、わたくしは、この時代こそフランス氏名制度史の中で最も興味深い時代であるとおもう。

ゲルマン名の普及は、五・六世紀に引き続き七・八・九世紀に及んで最盛の時期に達した。ゲルマン名の増加は、

必ずしもゲルマン人の入植の度合いや、その民族的勢力の拡張に比例するだけではなくて、人名がいつの時代においてもそうであるように、やはり一種の流行 (Mode) であった。南部地方は、ローマ的伝統の力が強く残っている中で、ゲルマン名も、地中海に近いほど、その数が少なく、九世紀の始めころの最盛時においてさえ、例えばマルセイユでおよそ二分の一であったという。<sup>①</sup> ドーザーによれば、八・九世紀ころ——正確には七五二年から九〇〇年までの時期に、最も広く命名に用いられた男性の名前は、フランス風を書き改めると、Alain, Arnaud, Baudoin, Berenger, Bernard, Conrad, Eude, Foulque, Herbert, Hildebert, Honoré, Hugue, Isaac, Loup, Milon, Pépin, Raymond, Raoul, Régnier, Richard, Robert, Rodolphe, Roger, Roland, Willibert であった。この中の二つのラテン名 Honoré と Loup およびただ一つの聖書的人名 Isaac を除けば、残り全部がゲルマン名であった。<sup>②</sup> この当時をゲルマン命名名の風習の頂上期として、以後ようやくこの風習が衰え始めた。その衰退の原因は、一はゲルマン語すなわちフランク語が一般用語として次第に通用しなくなったことである。もともと、ガリア地方全般に語られていた用語はラテン語であって、すでに述べたように、ゲルマン語はこれに代わることなく、ただ併行的に通用していたのであった。しかし、ゲルマン各部落の言語はおいおいに語られなくなり、ついにフランク語もまた一〇世紀の終りころには話されなくなってしまった。これにともなって、人名用ゲルマン固有名詞も、その源泉が涸渇してきていたのである。<sup>③</sup> このようにフランク語が語られなくなったころには、これらの人名の意味もも早理解することができないようになった。ことにガリア・ローマ人の大多数がこれら人名の意味を解しえないようになった。このことは最も注意に値することだ、とドーザーはいつている。<sup>④</sup> ゲルマン名の衰えたも一つの原因は、わたくしが、この時代の人名制の第二の特徴とするところの、洗礼名として基督教の聖徒の名が選ばれるようになってきたことである。フランク王国

になって以来、単名制が復活して、旧ガリア時代と同じようになったが、「ただ一つの変化は、蛮族の人名が次第に消え失せて、基督暦の聖徒の名がこれに代わったことである」ともいわれているように、<sup>⑤</sup>選名についての大きな変化は、基督教の影響によるものである。この変化は、八・九世紀ころから現われ始めたが、一〇世紀以後一そう顕著になってくるので、後に詳しく記すことにする。

第三には、七・八世紀ころから、人名呼称として、洗礼名のほかに *surnom* を付け加えて用いるという風習が始まったことである。*surnom* とは何かというと、「通称」とでもいうものだと考える。通称と訳することが必ずしも適当でないかも知れないが、しばらく便宜に任せて、訳語としてはこの語を使いたい。*surnom* の作られる材料は、出身地とか職業とか身分とか血縁関係とか、また最もしばしば父祖などの名であるが、「あだ名」(*sobriquet*) もまたよくこれに用いられた。*surnom* は、広い意味では、これらのすべてを含むものとされている。しかし、この言葉は単にあだ名の意味に用いられることもある。<sup>⑦</sup>

何故に *surnom* が使われるようになったかという理由は、きわめて明らかである。フランクの人名用固有名詞が貧弱になってきたことが主たる原因である。メロヴィング朝の初期には、人名は複合的に創作されて無限であったといつてよいが、次第にラテン化したフランク族は、自分たちの固有の言語を使うことを忘れてしまった。九世紀ころには、洗礼名を選ぶ範囲がいちじるしく狭くなり、当時現実に用いられている人名の中からこれを選ぶより以外に、選名源を求めることができなくなってしまった。人名の数が減ってくると、同じ名をもつ者が多くなって混雑を生じ人定が困難になってきた。個人を最も正確に表示することを必要とする証書の類には、この混雑を避けるための一つ的手段として、関係当事者の名に添えて父子関係を記すことも行われたが、通例の方法は、*surnom* を付加すること

であった。<sup>⑧</sup> *surnom* 使用の慣行が、正確にいつころから始まったのかは明らかでないが、古い記録の中では、すでに七世紀にその例が見られる。フランク王クロヴィス二世の時代、多分六四〇年ころの作成にかかるものと推測されているが、ある遺言書に記載されている証人たちの名は、いずれも *surnom* 付きで記されている。しかも、次のようにその *surnom* は、一ひか二ひ、多いのは三ひも付けられている。*Agnerannus Dagobertus, Autbertus Salomonsive Bosso, Pappolus Sisobaldus sive Saxo, Mummolenus Vapingus など*も<sup>⑨</sup>。 *surnom* としては、ゲルマン風の名が使われるだけではない。フランク人が *surnom* としてラテン名を付けたり、ガリア・ローマ人が、フランク風の名を用いたりしたのである。同じく七世紀の記録の中には、*Felix quem dicunt Gramnelenus* というように、*Felix* というラテン名をもっている者が、ある賞としてフランク風の *Gramnelenus* という名を名乗ることを許されたことが明らかになっている。<sup>⑩</sup> ちなみに、八世紀に入ると、*Charles Martel* や *Pépin le bref* などが有名であるが、同じような *surnom* を称した人物の例は少くない。*surnom* として出身地名を用いる者も多く、例えば *Pépin de Landen, Pépin d'Heristal, Pépin de Pise* などがそうである。<sup>⑪</sup> 九世紀になると、一そう広く *surnom* は普及した。有名な人物では、*Louis le Pieux* とか、*Charles le Chauve* とか、*Louis le Gros* とか、*Robert le Fort* などを挙げる事ができる。<sup>⑫</sup>

第四には、氏名権についてである。中世の人名制度の上で特に注目し値すると思われるのは、人名の継承権が認められていたことである。一〇世紀より以前でも、長い時代にわたり、人名というものは、貴族の血統では一つの無形(精神的)財産を形成し、慣習上これを尊重すべきことが強制された。その人名は伝統に従って継承され、その個人およびその家族が属するところの部族を、ほとんど完全に表示する、<sup>⑬</sup> と言われている。このことは、ガリアにおい

てそうであったが、また同じくゲルマニアにおいてもイタリアにおいても言いうることだ、とされている。自分の父方にしろ、母方にしろ、直系尊属の一人が称していた名については、その名の所有権ともいふべきものが認められ、他人がこの人名を称した場合には、その占有を排除することが出来るものとされていた。この法則は、次に記すように、三代の王朝について証明される<sup>⑧</sup>。

すでに五世紀の終にメロヴィング王家では Clovis (Chlodo-vechus) 王がブルグント族の Clotilde (Chlothildis) と婚姻をしたことによつて、その子孫の血統の中に、母方ブルグント王家から一連の新らしい人名を導入することができた。すなわち、王夫妻の次男 Clodomir (Chlodomirus) は、母の祖父の称していた Gontier (Gunda-harius) という名を自分の子の一人に与えた。その弟 Clotair (Chlotharius) は、その三人の子に、それぞれ母の祖父の名 Gontier と、母の父の名 Chilpéric (Chilpericus) と、母の叔父の名 Gondebaud (Gundo-badus) とを与えている。また、カロリング王家では、Anseis が Pépin de Landen (Pippinus) の娘との婚姻によつて、その子孫に Pépin という名を移入することができたし、八世紀の中ごろに王位に上つた Pépin le Bref は、メロヴィング王家の Clotair 一世の孫娘で、Caribert (Charibertus) の娘であるところの Berthe (Berta) との婚姻によつて、その子孫に Clovis (Louis) とか、Clotaire (Lothaire) という名を名乗らせることが出来るようになったのである。さらにまた、カペー王家は Charlemagne の子孫と結んだ幾つもの婚姻によつて、Charles とか Louis という名を称するようになった。以上は男子の名について例を挙げたのであるが、女子の名についても同様である。九世紀一〇世紀に見えている Berthe という名 Gisele という名は、少なくとも貴族の間では、カロリング王家との姻戚関係のあることを示すものである。この二つの名は、Charlemagne の母と妹の名だったからである。

名の排他的継承が認められたのは、王族の家系においてだけでなく、封建諸侯の家系においても、同じことであった。またこの慣習は男系でも女系でもひとしく守られていた。例えば、フランドル家の Baudoin (Bald-winnus) という名、エノー家の Renier という名、プロブ家の Tibaut という名、アンジュー家の Foulque (Fulco) という名、キチヌ家の Guillaume (Wil-helmus) という名、トゥールヌ家の Raimond (Ragin-mundus) という名、その他 Boson (Boso) という名、Rodolphe (Hrod-wulsus) という名、Conrad (Chun-radus) という名、Hugue (Hugo) という名、すべてこれらの名は相続的継承の法に従って名乗っていたものである。だからまた逆に、中世では、人名継承を明らかにすることによって、高官たちの間の血族関係を知ることができた。

以上名の継承について述べたところは、主としてモリス・シエームの説である。<sup>④</sup>名の継承は、貴族の間でのように規則的ではないが、農民の家族の中でも、少なくともカロリング朝時代には行われていたといわれている。九世紀のサン・ジェルマン修道院の会計帳簿 (polyptyque) に記載されている人名や、同じく九世紀(八一四年)のマルセイユの修道院の会計帳簿に記されている人名についての最近の分析的研究は、それを証している。<sup>⑤</sup>この場合、男性の人名を女性個有名詞の形に変化させて女子に与えたり、またその逆の変化によって女性の名を男子に継がせたりしている。

- ① Dautat, p. 61-62.
- ② Dautat, p. 33.
- ③ Dautat, p. 62.
- ④ Dautat, p. 63-64.
- ⑤ Planiol, n° 377.
- ⑥ Dautat, p. 56, 57, 180.



- ⑦ Lebel, p. 12 et suiv.
- ⑧ Dautat, p. 34-35.
- ⑨ Dautat, p. 35.
- ⑩ Dautat, p. 35.
- ⑪ Dautat, p. 35-36.
- ⑫ Leble, p. 49.
- ⑬ Lebel, p. 50.
- ⑭ Maurice Chaume, Origines du duché de Bourgogne, I, 518, (cité par Lebel, p. 49-51)
- ⑮ Lebel, p. 51.

## 五 洗礼名の普及（一〇世紀—一四世紀）

選名に関して、基督教信仰の影響が現われ始めたことは、すでに述べた通りであるが、一〇世紀以後この風潮が次第に顕著になってきた。基督教徒は、生児出生の際はただちに洗礼を受けさせ、同時に命名をするのである。このように出生名 (*nom de naissance*) はすなわち洗礼名 (*nom de baptême*) である。フランク人の間にも基督教は広く伝播されていたので、洗礼名の風習も一般に行われていた。洗礼名は、生児の出生の際だけではなく、基督教に改宗して洗礼を受ける者にも与えられた。改宗者は、これまでの身上のきずなを絶って、新しい精神的世界の家族の一員として生まれかわるために改名することが必要であった。その際に、基督教会はもとの名をそのまま保持していることを許さなかった。<sup>①</sup>

洗礼名として、いかなる名を選ぶかということについては、基督教会は長年の間、当事者の自由に任せていた。八

・九・一〇世紀の間においては、ゲルマン風の名が最も広く用いられた。当時、聖書の中の人名をとって、洗礼名に用いるという事は、ほとんどなかったこと、前に記した通りである。聖徒崇拜 (*culie des saints*) が九世紀に始まり、一二世紀ころから一般に広まってきたが、聖徒の名を洗礼名に選ぶということが通俗化したのは、それより後れて、ようやく一三世紀以後のことである。すでにゲルマン名は八・九世紀の最盛期から以降おいおいに減少の一途をたどりつつあったので、これに代わる選名源の必要が感ぜられていた。この時期に、ギリシャやローマの異教徒的な名が用いられる風習が生じてきたので、基督教会はこれを喜ばず、聖徒名を選ぶよう勧告するにいたった。しかし、教会はこれを強制することはなかった。このことが教会法として定められるようになったのは、後述する通り一六世紀のことである。洗礼名として、福音書的人名を選ぶというようなことは、むしろ憚りのあることとして考えられていたようであつて、例えば後世あれほど愛用された *Jean* という名でも、一般に選ばれるようになったのは、十字軍時代以後のことである。<sup>④</sup> *Noel* という名も、よく使われるようになったが、*Jesus* という名だけは、昔から今にいたるまで禁ぜられた名である。一三世紀から一五世紀までの間に最も多く用いられた洗礼名としては——*デュボン・フェリエ* がアカデミーで報告したところによると——第一位が *Jean* 第二位が *Pierre* と *Guillaume* だったということである。パリ大学の古い登録簿に記載されているものでは、一二〇〇～一二八六年間では、*Jean* 一四二、*Guillaume* 八九、*Pierre* 六三であり、一三五〇～一三九四年では、*Jean* 一〇二七、*Pierre* 三三三、*Guillaume* 三〇五となつてゐる。なおついでに、一四〇六～一四六六年には、*Jean* 七二二、*Guillaume* 二七六、*Pierre* 一九七である。<sup>⑤</sup>

次に、生児の洗礼名はいつ命名されたか、また誰によつて命名されたかということを略述する。洗礼名は洗礼の際に与えられるのであつたが、生児の洗礼は、一般に出生後三日以内に、その教区の教会で行われるのが例であつた。

洗礼式には、生児の母親を出席させて喜ばせることが望ましいが、母親が教会まで出かけて行くことができるようになるのを待っていては、万一その間に生児が死亡するようなことがあると、その児は、基督教徒とならないままであるから、天国に入ることができない。親族たちは洗礼を急がなければならぬのである。洗礼には、名付け親を頼んで列席してもらう。名付けの父親 (Parrain) と名付けの母親 (marraine) を幾人も頼むことがある。当時は、まだ身分登録の制度が定められていなかったため、出生登録簿もなかったし、洗礼登録簿も備わっていなかった。出生の事実に関する証明は、洗礼式の立会証人だけに任せられたので、そのためには立会人の数の多いほど便利だったのである。洗礼式を盛大にして威容を張るためには、地位の高い名譽ある人たちが、名付け親として参列してくれることも必要だと考えられた。一二世紀の始め(一一六五年) フランス王ルイ七世に男の子が生まれ、王子は誕生の翌日に洗礼を授けられ、フィリップ Philippe と命名された。後に王位を継いでフィリップ二世となった王子である。その洗礼式には、名付けの父親として、サン・ジェルマン・デ・プレの僧院長、サン・ヴィクトールの僧院長、サン・ジュヌヴィエーヴの僧院長が出席し、名付けの母親としては、王子の叔母にあたる王の姉妹と、およびパリに住む二人の寡婦が参加した。基督教的な考えから、洗礼式とか類似の儀式には、その名譽の席に、特に貧民を一人参加させることがあって、名付け親の中に乞食が選ばれて列席することもあった。<sup>⑥</sup>

生児の名は、一般に名付け親によって選ばれるのが慣例であった。領主などの子の誕生の場合には、名付け親が、高い地位の人たちを招いて、選名の会議を開くこともあった。一三世紀の始め(一二一三年) に生まれたスペインのアラゴンの王子の誕生のときには、十二本のろうそくに十二人の聖徒の名を記して、同時に点火し、順番に燃えつき、最後まで燃え残ったろうそくに書かれていた名を選んで、王子はジャック Jacques と命名された。<sup>⑦</sup> これと同じ

ような選名方法は、おそらくフランスにおいても珍らしくなかったのではないかと考える。

- ① Dauzat, p. 31-32.
- ② Dauzat, p. 34.
- ③ Lebel, p. 64-65;—cf. Dauzat, p. 33.
- ④ Dauzat, p. 34 note.
- ⑤ Dauzat, p. 24 note.
- ⑥ Geneviève d' Haucourt, La vie au moyen âge, p. 72;—cf. Frantz Funck-Brentano, Le moyen âge, 4<sup>e</sup> édition, p. 239-240.
- ⑦ Geneviève d' Haucourt, p. 73.

## 六 surnom の相続 (同 前)

一〇世紀ごろから以後、人名呼称について最もいちじるしい傾向は、*surnom* の付加が一般化してきたこと、その *surnom* が父から子へと継承されるようになってきたことである。*surnom* の使用は、前に述べたように、すでに七・八世紀ごろから人定性を確実ならしめるために、証書類の中に記したのが見えているが、この種の書類は次第にその数を増してきたものようである。例えば、南部地方についてのある統計によると、八八〇〜一〇〇〇年の間に作られた証書で、単一の名だけを記したもの一〇八八通に対して、*surnom* を付記したのは、わずかに二九通に過ぎなかったのに、これに続く一一世紀には、単一名一三四三通に対して *surnom* を添えたもの二七〇通、また地名を付記したものが四七三通となっている。さらに一二世紀になると、ただし一一七三年までの計数であるが、単一名七九九通に比して、*surnom* の付加三三四通、地名付記一七三六通となっている。さらにまた一三世紀にいたっては、

一そうこの傾向が進んだものとおもわれる。例えば、一二四五年の調査によると、やはり南部のロラゲー地方の住民二八一人のうち、二つの名をもつ者二七五人、一つしかもたない者、わずかに六人であった。ただし、一般に女性は *surnom* をもつこともいつも男性より少ない<sup>①</sup>。もとより、これらの事實は、たまたま一部の地方に残されている文書記録の類によって明らかにされた少数の事例に過ぎない。ことに、付加名の慣習は漸進的であつて、急速に普及したものでなかった。*surnom* の風習が、ようやく一般化したのは、一三世紀ころである。そして、また、このころから *surnom* 発展の第二の段階が始まる。それは、*surnom* が父子継承すなわち相続というの性格を帯びてきたことである。*surnom* の相続性は、*surnom* をして次第に氏を形成させることになつたのである。しかし、氏というものに変化し、完全に氏となつて固定するにいたるまでには、これまた数百年の時日を要した。地方によって多少の遅速があつたが、氏の制度が全般的に確立したのはようやく一八世紀に入つてからである<sup>②</sup>。これを第三段階といふことができる。最初は単なる個人の付加名として種子をまかれた *surnom* が、やがて相続性を備えた氏の萌芽となり、ついに開花結実して、今日の氏と化したのであるが、それには前後千年以上を要したのである。

先ず、*surnom* が一三世紀ころまで容易に普及しなかつたのには理由がある。主たる理由は、それが言語的に困難であつたことと、教会が正式にこれを認めなかつたこととである。ゲルマン語の洗礼名の数は、フランク人の間では特に乏しくなつて、同名の混雜が生じ易く、付加名を用いて異同を明らかにしなければならぬことが不可避となつてきた。ところが *surnom* それ自体もゲルマン生まれであつて、これを選ぶことが必ずしも容易でなかつたからである。そこで、あたかも新しいフランス語の発達の時期だったので、*surnom* もまたフランス語化されることになつた<sup>④</sup>。*surnom* の発展を後れさせたも一つの理由は、教会の政策によるのであるが、教会は単名制を堅く支持して

洗礼名しか認めず、付加名を正式には認めなかったからである。さらにまた、*surnom* は父子継承によって父子の血縁関係を明らかにすることができるといふ利便があるので、一そう発達したわけであるが、しかし、父子の血縁関係を示す方法は、他にも父の名に接尾語をつけて子の名にするとか、父の名を属格に変化させて子の名とするとか、証書類などには詳しくXの子Yと記すことによつて、父子関係を明示するということも行われたので、このような血族関係の表示をするという機能は *surnom* だけが独占しているのではなかった。このことは、少なくとも、初期には *surnom* の発達を推進せしめる力とならなかったようである。<sup>⑤</sup>

広い意味での *surnom* のうち、比較的早くから、通用したとおもわれる種類のものは、地名による *surnom* である。貴族の間において、その領地の名を付加名として用いたからである。この風習は、貴族の間で始まり、次第に広がってきた。十字軍は、この風習を一そう促進した。十字軍には多数の貴族が従軍していたので、その集団の中に同じ洗礼名の者が常に幾人もいて、人別に不便であったから、各自の洗礼名にその所有の荘園の名を付け加えて弁別した。本人が自分でこれを実行し始めたのか、他人からこのように呼び始めたのか、明らかではないが、自称と他称と両方から起つたのかも知れない。この呼び方は、貴族の間では、一種の矜持を示すものとなり、父から子に継承され始めたのである。<sup>⑦</sup>同時に、この種の付加名は、領地の相続関係を示す役目を兼ね、この名を継承することが相続権の立証となつたのではないかと考えられる。<sup>⑧</sup>領地または荘園の名を付加するというのは、洗礼名の次に前置詞の *de* をおいて地名を付加することである。地名は固有名詞であるのが通例であったが、普通名詞をもってこれに当てることもあった。固有名詞を使う場合には、冠詞を付けず、普通名詞の場合には定冠詞が用いられた。例えば…*du Bois* (森の) というようである。<sup>⑨</sup>

surnom の風習は、平民の間にも伝わって、その洗礼名に所有地 (tenure) の名を付加して称するようになった。<sup>⑩</sup>しかし、平民の間での風習としては、出身地の地名をつけることが一番早くから実行されたようである。他の町村から移住して来た者に対して、近隣の者たちは元の土地の名を付けて、そこから来住したこと示そうとした。こういうやり方は一二世紀以後ことに盛んになった。一二世紀以来、都市の発展が目ざましく、都市への移住者がすこぶる多くなり、これらの転入者に対して、その出身の町村の名を surnom として呼ぶのが普通になったのである。南部地方は新都市の建設が多く、したがって特にこの風潮が強かった。一一〇七年における南仏の小さな町カルカソンヌで一五〇人も住民が土地の名をつけていたことが知られている。<sup>⑪</sup>もっとも、土地の名を付けている場合でも、住居の地理的所在を明らかにするためであることもある。住居の位置とか地形とかを示すもので、この場合は所有地や出身地の地名ではないが、後にいたってこの地名の由来を識別することは困難である。<sup>⑫</sup>

同じ職業を父から子へと継承している場合には、その職業名が surnom として呼ばれ、それが相続的になることも、しばしば見るところであった。一三世紀以前には、大都市では職業を変えることが頻繁で、職業名が長く相続されることが少なかったが、その後、いろいろの仕事に熟練した特殊の技能を有する職人が多く出て、これらの職名が surnom となるようになった。<sup>⑬</sup>都会では、ことにパリなどでは、一三・一四世紀ころの記録によると Boulanger (パン屋) とか tailleur (仕立屋) とかいう surnom の数の少なくなかったことが知られる。<sup>⑭</sup>フランスのみならずもっと一般的に見て、surnom として相続性を帯びるようになった名の種類の中では、職業名が時代的には最後のものだとする説もあるが、<sup>⑮</sup>ドーザーは、一三世紀末のパリにおける事実などを挙げて、これを否定し、職業名が surnom としてすでに早く相続的であったことを論証している。<sup>⑯</sup>それとは異なって、農村ではほとんどの者が農業に従事しているの

で、職業が個人を特殊化するということはない。ただ鍛冶屋とか大工とか左官などについては、例外として *surnom* を生じ易かった。<sup>⑧</sup>

地位や身分を示す *surnom* は、あまり多くはないが、*Roy* (王)とか、*Comte* (伯)とか *Chevalier* (騎士)とかいうのも珍らしくはなかった。もちろん、そんなに多数の王や伯があつたのではなくて、純然たるあだ名として付けられたものである。*Maitre* (親方)とか *Clerc* (手代)とか、明らかにその人の地位に由来するものもあつた。<sup>⑨</sup>

血縁関係を表わしたものは、あまり多くない。*Père* (父)とか *Frère* (兄弟)とか *Enfant* (子)とか *Ainé* (兄)とか *Cadet* (弟)とかである。これに類するもので、年令とか老幼を示すものもいくらかあつた。<sup>⑩</sup>

父の洗礼名が子の *surnom* として受けつがれ、さらに孫にというように相続されて、後に氏となつてしまうことは、しばしば見られることである。例えば、ある洗礼名を称した者が、長年家長として親しまれていたような場合には、その名が愛称的な意味を帯びて、*surnom* として子孫に継承されることは珍らしくない。フランス人の氏名を調べてみると、同じ名が氏ともなり名ともなつている例が非常に多いのは、このような理由によるのである。<sup>⑪</sup>

あだ名 (*sobriquet*) は、ことに平民の間では、早くから *surnom* としてよく利用された。他の種類の *surnom* は本人の自称のものも他人からの呼称のものもあつたが、あだ名はいつも他称であつて、いわゆる大衆の創作である。しかも、エスプリの表現だといわれる。最初に、本人の周囲に与えた印象が、相当に強く大衆の脳裏に刻みこまれると、そのあだ名は、子にも孫にも負わせることになり、子孫をしてこれを相続的に受け入れさせたのである。中世の諺だ、*Au sornon quonoist l'en Pome «on reconnait chaque homme à son surnom»* といわれた。*surnom* で各人を知るといふ意味であるが、*surnom* という語は狭義には *sobriquet* と同じ意義であつて、この諺は、あだ名で各



由を知るといふことだと解なれしむ。中世でまだ名が愛用されたことをいうのであらう。

- ① Dauzat, p. 36.
- ② Cf. Dauzat, p. 36 s.;—Planiol, n° 379;—Ed. Fuzier-Herman, Répertoire général alphabétique du droit français, Nom, n° 5.
- ③ Cf. Dauzat, p. 38 s.;—Planiol, n° 379;
- ④ Lebel, p. 63.
- ⑤ Répertoire, Nom, n° 5.
- ⑥ Dauzat, p. 52-55.
- ⑦ Dauzat, p. 130-131.
- ⑧ Cf. Lebel, p. 49 s.;—Répertoire, Nom, n° q. s.
- ⑨ Dauzat, p. 130.
- ⑩ Dauzat, p. 130;
- ⑪ Dauzat, p. 135.
- ⑫ Dauzat, p. 141-142.
- ⑬ Dauzat, p. 163.
- ⑭ Dauzat, p. 166-168.
- ⑮ Hildburg Weber, Die Personennamen in Rodez (cité par Dauzat, p. 49.)
- ⑯ Dauzat, p. 45, 49, 165 s.
- ⑰ Dauzat, p. 163.
- ⑱ Dauzat, p. 175.
- ⑲ Dauzat, p. 176, 179.
- ⑳ Dauzat, p. 160.
- ㉑ Lebel, p. 12;—cf. Dauzat, p. 180.